

## 新型コロナウイルスでお困りの事業者の皆様へ

- 新型コロナウイルスによる事業への影響やお困りのことなど、事業者の皆様からご相談やご意見をいただくための相談窓口を設置しました。制度の利用だけでなく、幅広くお話を伺いたいところですので、是非ご活用ください。

○町内の相談窓口

- ・上松町役場 産業観光課 電話 0264-52-4804
- ・上松町商工会 電話 0264-52-2157

受付時間は窓口・電話ともに8:30~17:15(土日祝日を除く)

セーフティネット保証(4号・5号)

信用保証制度	4号 全業種 100%保証	前年同月比20%以上売上高が減少した 中小企業を支援します。
	5号 指定業種 80%保証	前年同月比5%以上売上高が減少した 中小企業を支援します。

※「危機関連保証」として100%保証の別枠もあります。

※指定業種については経済産業省ホームページをご確認ください。

融資制度 (貸付など)	セーフティネット貸付	運転資金・設備資金に7.2億円まで貸付 (設備15年以内、運転8年以内) 金利:中小事業1.11%
	新型コロナウイルス 感染症特別貸付  ※前年同月比5%以上 売上高減少などの 中小企業に対して	運転資金・設備資金に無担保で3億円まで貸付 (設備20年以内、運転15年以内) 金利:当初3年間は基準金利0.9%引下げ 中小事業1.11%→0.21% <u>フリーランスや売上高が急減した事業者には利子 補給あり!</u>

助成金	雇用調整助成金	中小企業が休業手当や賃金等の一部に 要した費用について2/3を助成 (支給限度日数1年間で100日)
	小学校休業等 対応助成金 (令和2年2月27日から 3月31日の期間中)	小学校等の臨時休業により保護者が休職 した場合、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金 相当額の100%を助成 (1日1人当り8,330円上限)

※制度については令和2年5月29日現在の情報です。最新の情報をご確認くださいませようお願いします。